

令和7年度 泉佐野市議会国際戦略調査研究委員会海外視察団派遣業務委託仕様書

1 業務概要

(1) 委託業務名

令和7年度 泉佐野市議会国際戦略調査研究委員会海外視察団派遣業務委託

(2) 業務目的

泉佐野市においては、平成6年（1994年）の関西国際空港開港以来、グローバル化や多文化共生に対応したまちづくりを推進してきました。平成29年（2017年）3月には国際都市宣言を行い、令和7年9月24日現在、海外8か国13都市と友好提携都市を締結し、交流事業を積極的に推進している状況です。こうした背景のもと、当市議会においても、令和6年度に国際戦略調査研究委員会を設置したところですが、海外友好提携都市の先進事例の視察を実施することにより、市政の発展及び本市の友好交流の促進のため、海外友好提携都市の1つである大韓民国に当該委員会委員を派遣します。その際、現地での関係機関・施設への訪問等を円滑に行うことを目的に、必要な行程管理や専用車等の手配を業務委託するものです。

2 委託業務の内容

(1) 委託期間

契約日から令和8年3月31日（火）まで

(2) 視察先

大韓民国 大邱広域市寿城区

(3) 視察人数

視察団 11名 （内訳）：国際戦略調査研究委員会委員 8名
随行職員 3名

(4) 行程

日時	場所	交通	時間	内容
1日目 1/20 (火)	泉佐野市			関西国際空港 出発
	関西国際空港	国際線		大邱国際空港 到着
	→			入国手続き
	大邱国際空港			大邱国際空港 出発
		バス		ホテルチェックイン

日時	場所	交通	時間	内容
2 日 目 1 / 2 1 (水)	寿 城 区	バ ス	9 : 0 0	女性倶楽部訪問（予定）
			1 1 : 0 0	伝統工芸村訪問（予定）
			1 3 : 0 0	昼食
			1 5 : 0 0	区長表敬訪問
			1 6 : 3 0	区議会訪問
			1 8 : 0 0	夕食
			2 0 : 3 0	ホテルチェックイン
3 日 目 1 / 2 2 (木)	寿 城 区	バ ス		
				寿城区内視察
				※泉佐野市議会で行動
4 日 目 1 / 2 3 (金)	寿 城 区	バ ス	0 9 : 0 0	朝食
			1 0 : 0 0	教育施設訪問（予定）
			1 1 : 2 0	大邱国際空港へ移動
	大邱国際空港 → 関西国際空港	国 際 線	1 1 : 5 0	大邱国際空港 到着・昼食
			1 2 : 3 0	出国手続き
			1 4 : 2 5	大邱国際空港 出発
	泉 佐 野 市		1 5 : 5 5	関西国際空港 到着

（５）業務の内容

円滑に遂行できるよう、次の「ア」～「ス」の業務を実施してください。

ア 出張の運営・管理

- ①行程においては、治安や衛生などに配慮し、泉佐野市議会国際戦略調査研究委員会海外視察団（以下、「視察団」という）の安全が確保されること。
- ②視察団の行程管理を適切かつ円滑に行うこと。
- ③実施にあたっては、出張先において、行程の管理を行う者（現地旅行会社等）による支援体制を講じること。
- ④現地の正確な情報を入手して、行程の運営・管理を行うこと。

イ 航空券の手配、空港内での各種手続き及び対応

- ①（４）に示す行程で、関西国際空港⇄大邱国際空港（往復）の航空会社の選定、航空券の手配、航空券発券に係る業務、入国・出国審査等に必要な書類の準備や説明、その他各種手続きに関する業務。

なお、航空券代には、空港施設利用料、航空保険、海外空港諸税、燃油サーチャージ、発券手数料等航空券に係るすべての経費を含めること。

- ②視察団の変更を行う場合があるため、航空券の変更が可能な正規運賃航空券若しくは正規割引航空券で手配を行うこと。

ウ 宿泊ホテルの手配

- ①（４）に示す行程で、視察団のホテルを手配すること。
- ②ホテルは、１名１室利用（朝食付き）とすること。
- ③ホテルは安全性と経済性を十分考慮したうえで、効率よく訪問先を回ることができるよう、交通至便な三つ星クラス以上のホテルとすること。
- ④１日目から３日目のホテルについては、同一ホテルとすること。

エ 現地ガイド等の手配

- ①視察団の行程管理及び安全確保のため、関西国際空港から同行する添乗員１名及び大邱国際空港到着後、寿城区に精通する現地ガイド２名の合計３名の添乗員とガイドを同行させること。日本からの添乗員及び現地ガイドは、公的機関等を表敬訪問するため、同種同等の業務で経験実績のある者を手配すること。また、本視察によって知り得た情報等については、秘密を厳守し、一切口外しないこと。
- ②添乗員及び現地ガイドは日本語のほか、韓国語での対応が可能な者とすること。交通費（専用車に同乗する部分を除く）や宿泊費、食費等、必要な諸経費を含めること。
- ③フライト遅延、視察団の事故、急病、その他緊急事態が発生した場合、トラブルの処理に対応可能な体制を確保すること。その体制については、添乗員及び現地ガイドの対応でなくとも可とするが、現地ガイド等が対応できない場合は、対応可能な体制とすること。

オ 現地通訳の手配

- ①各訪問先で、逐次通訳が可能な通訳を２名手配すること。また、１月21日の夕食時（寿城区議会との夕食会等を予定）には、別途通訳を４名手配すること。本視察によって知り得た情報等については、秘密を厳守し、一切口外しないこと。
- ②日常会話程度の通訳の能力がある者を手配すること。面談時間が夜間となった場合も対応可能とすること。交通費（専用車に同乗する部分を除く）や食費等、必要な諸経費を含めること。
- ③本仕様書に定める基準を満たすことができる場合は、現地ガイドと通訳業務を兼ねることも可とする。

カ 専用車両の手配

- ①（４）に示す期間は、各訪問先に移動するための専用車１台と運転手を手配すること。また、有料道路通行料金や駐車料金等、必要な諸経費を含めること。
- ②専用車は、30名以上が乗車できる車両で、かつ人数分のスーツケース等の荷物が収納でき、車内に雨傘を人数分備え付けること。移動時間が夜間や深夜となった場合も対応可能とすること。
- ③訪問先との連絡調整や訪問者の途中離団・途中合流等があった際も、柔軟に対応

し、円滑な移動が行える体制とすること。

キ 食事の手配（会場選定・予約手配）

月日	種別	場所	必要人数（予定）
1/21（水）	昼食	寿城区内	視察団11名 添乗員、現地ガイド
1/22（木）	昼食 夕食	寿城区内 又は、その近郊	視察団11名、 添乗員、現地ガイド
1/23（金）	昼食	大邱国際空港	視察団11名、 添乗員

①行程の中で必要となる、上記の必要人数分の食事の手配・予約を行うこと。

②場所の選定にあたっては、泉佐野市と十分に協議すること。

ク 3日目の行程について

以下の条件の満たす推奨プランを作成すること。

上記エ、オの添乗員及び現地ガイド、通訳同行のもと、

①寿城区及びその近郊都市（釜山等）における韓国の情勢・実情を知得できる場所、施設への訪問・視察及び意見交換会の実施。

②韓国における日本文化の受入の実情・実態を知得できる場所、施設への訪問・視察及び意見交換会の実施。

③来年1月に泉佐野市来訪予定の学校等への訪問・見学の実施。

ケ 寿城区議会議員、行程表等を記載したパンフレット等の作成

①寿城区の概要、寿城区議会議員の氏名（カタカナ表記）・顔写真、行程表、携行品、宿泊ホテルの情報、韓国語での挨拶（カタカナ表記）等を記載したパンフレット等を作成すること。

コ 海外旅行保険の手配

視察団に対して、海外旅行保険に加入すること。なお海外旅行保険は、社会通念上、妥当な保障内容とすること。

【補償項目、保険金額の目安】

補償項目	1名あたりの保険金額	補償項目	1名あたりの保険金額
傷害死亡	5,000万円	疾病死亡	1,000万円
障害後遺障害	5,000万円	個人賠償責任	1億円
治療・救護費用	無制限	救援者費用	300万円
傷害治療費用	300万円	携行品損害	40万円
疾病治療費用	300万円		

サ モバイルWiFiルーター等の手配

現地滞在中、移動の際などにもインターネットへの接続が可能となるよう、WiFiルーター（4G以上、容量無制限）、モバイルバッテリー（充電済）及び充電器を各3台手配すること。

シ 物品輸送の手配

- ①現地で使用する物品（贈呈品等）について、EMS等による輸送・現地（大邱国際空港）での受領を手配すること。
- ②令和7年1月20日に受領できるよう手配すること。
- ③輸送する物品は、重さ20kg×1箱程度を想定している。

ス 友好提携都市視察団来日の際の会場等の手配

本市では、令和7年4月1日現在、海外7か国11都市と友好提携都市を締結し、交流事業を積極的に推進しており、これまでも友好提携都市から視察団が来日する等の相互交流を深めている。各都市から来日する視察団を迎えるに際して、以下のとおり手配すること。

- ①会場及び必要人数分の食事の手配・予約を行うこと。
- ②場所の選定にあたっては、泉佐野市と十分に協議すること。

時間変更及びキャンセル規定について

泉佐野市と現地訪問先との今後の調整状況により、手配時間等の変更を求める可能性があるが、その場合は変更契約の対象とする。

（6）参加申込提出書類以外の納品物

ア 委託業務実施結果を記載した「業務委託完了届」（市が指定する様式）

（原則としてA4版）1部

イ 業務委託完了届に加えて、履行が確認できるもの1部

（7）納入場所

泉佐野市市場東1丁目1番1号

泉佐野市役所 議会事務局

（8）納入期限

令和8年3月31日（火）まで

（9）業務実施上の条件

ア 委託業務の実施にあたっては、泉佐野市と協議しながら進めるものとする。

イ 上記の協議の結果、業務実施内容が変更となる場合がある。

ウ 業務実施内容の変更の結果、委託金額の増減があった場合は、委託業務の額の変

更契約を締結することがある。

- エ 旅行商品の企画及び販売にあたっては、旅行業法等の法令を遵守するとともに、必要な運営管理を行うものとする。
- オ 委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、受託者からの要請により速やかに対処できる者であること。

(10) 個人情報取扱に関する罰則事項

個人情報を取り扱う場合、委託を受けた事務に従事している者もしくは従事していた者等に対して、個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので、留意すること。

(11) 中止等の場合の対応

- ア 事業の中止、延期、規模縮小等が決定した場合の業務内容及び委託額等の取扱いは、委託者と受託者が協議の上決定すること。
- イ 事業の中止、延期、規模縮小等が決定した場合、受託者は委託者から中止等が決定した旨の連絡があるまでの間に準備、実施した業務に係る費用を積算したものを、委託者の指定する日時までに提出すること。

(12) その他

本仕様書に定めのない事項については、泉佐野市と協議し、その内容に従うこととする。